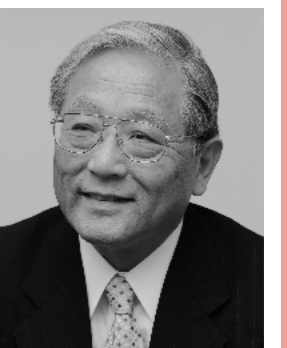


第37回

指定管理者制度と自治体の危機管理

明治大学名誉教授、日本自治体危機管理学会会長
(財)地方公務員安全衛生推進協会理事長

中邨 章



指定管理者制度の登場

ここしばらく、日本では地方行政の運営をめぐって、官民の「協働」をはじめ、民間資本を活用した公的施設の整備を表す「PFI」、さらには、行政運営にビジネスの手法を取り入れる「NPM」などの表現に注目が集まってきた。それらの新しい考え方を反映し、国は2003年6月、地方自治法の一部改正を行った。その結果、地方公共団体の施設を民間事業者が管理する、「指定管理者制度」が生まれた。この制度が実現したことによって、地方自治体が実施する政策に「のりしろ」が生まれるようになった。

ただ、これまでの経過を見ると、地方自治体はどうか指定管理者制度のもつ効率性や経済性だけに目を奪われてきたという印象が強い。すべてのものがそうであるように、利点がある政策には必ず欠点がある。指定管理者制度に限って、地方自治体はこの制度が抱える課題に十分な吟味を加えてこなかったと

思える節が見える。この制度では、事故が発生した場合の責任の所在に問題が残る。公的施設の運営や管理を民間事業者に任せても、最終的に責任を負うのは自治体である。最近、自治体にこうした認識が欠けていたのではないかという事故が発生している。

指定管理者制度の現状

総務省自治行政局に「行政経営支援室」という名称の部署がある。名前からして最近はやりのNPMを彷彿させるが、ここが平成24年(2012年)11月に指定管理者制度の導入状況を調査している。それによると、政令指定都市で指定管理者制度を取り入れている事例は、合計で7641件になる。1市平均で382件になるが、神戸市ではその数が994件と突出して多い。一般の市町村の場合、指定管理者制度の導入件数は、全国で合わせて5万8712件に上る。この数を市町村数(1699団体)で単純に割ると、自治体の平均導入件数は34.6例である。特別区

を抱える東京都では、指定管理者制度を採用する事例が、都道府県の中では最も多い1804件になった。少ないのは島根県の26事例である(総務省自治行政局経営支援室、2012年、「公の施設の指定官理者制度の導入状況等に関する調査報告」)。

指定管理者が関わる施策は、リクリエーション・スポーツ施設、展示場や見本市などの産業振興施設、駐車場をはじめ大規模公園、水道などの基盤施設になる。形式としては、株式会社委託する方法、特例民法法人に委ねる形式、農協や社会福祉法人、さらには自治会などの地縁団体に施設管理を委ねるケースが一般的である。さまざまな形式の中で民間の株式会社指定管理者になった場合に問題の発生する確率が高い。その点を小さな事例に過ぎないが、個人として体験したケースで紹介したいと思う。

指定管理者制度の問題点—個人的体験

問題は、東京都のとある特別区が設置した

有料の自転車置き場を中心に発生した。自宅に近い駅周辺では、連日、無数の自転車が放置され、それらが無秩序に散乱してきた。区は問題を解消するため、大規模な自転車置き場を駅ビルの屋内と、それからやや距離をおいた屋外に数カ所、設置する事業を進めた。その結果、混乱を極めた駅周辺の状況は一変した。

施設を利用するほとんどの住民は、月極の定期券を購入し、それをゲートにかざして自転車置き場を出入りするのが通例である。ところが、以前はそうではなかったが、いつの頃からか、この定期券を購入するのが至難の業になった。購入場所は自転車置き場から距離の離れたところにある上、購入できる時間帯が夕方の数時間に限られてきた。それを逃すと、週末のこれもきわめて限られた時間帯に定期券を買わなければならないようになった。

多くの利用者は、銀行口座で3カ月分の料金を引き落とすという方法をとるが、どういふわけかそれが定期的に落ちない。定期券をもっていても、料金未払いでゲートから出られない羽目に陥ることが、再三にわたって発生した。自転車置き場が出来た当初、そういうトラブルはなかった。そこで、区役所に電話をかけると、施設の管理責任者が変更になったという回答が出てきた。責任の主体は、区役所には最早指定管理者という答えであった。これはおかしいと感じた。自転車置き場を利用する多くの住民は、そもそも指定管理者がなにかをほとんど知らない。区

役所が運営する施設と考えるのが普通である。区役所が施設管理にノータッチという回答に、多くの住民が違和感を覚えるのは当然のことと思われる。

その点を追求すると、職員は施設を管理する会社の電話番号を教えてくれた。早速、電話をかけると、会社側はすぐに口座をチェックし、誤りを修正するという話しになった。ところが、それが一向に改善されない。6カ月ほど、指定管理者との間で執拗なやりとりをくり返す羽目になった。

筆者は変則的ではあったが、区議会議員の卒業生に連絡をとった。事情を説明し状況の把握を依頼したところ、同じような問題を抱える住民は都合、8名いることが判明した。数日後、卒業生が指定管理者の常務と呼ばれる役員と社員を拙宅に連れてきた。筆者は、役員に8名の住民が抱える問題の責任は誰がとるのかを質した。もとより、明確な回答は期待していなかったが、拙宅から社員は銀行に電話をかけ、問題はそのままに解決した。あ然とすると同時に、これまでのやり取りはなんだったのか、釈然としない思いがした。

指定管理者と自治体の責任

ここで取り上げたのは、事故でも事件でもない、きわめて些末な個人的な紛議である。ただ、この取るに足らない事例においても、自治体が進める指定管理者制度には、責任の明確化という点で既に問題のあることが明らかである。

筆者プロフィール

中邨 章 (なかむらあきら)
1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。1966年カリフォルニア大学パーカー校政治学部卒業(B.A.)。1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。政治学博士(Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ビクトリア大学講師などを経て、明治大学名誉教授。現在、国際行政学会副会長、日本自治体危機管理学会会長、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などがある。